

静岡県卸売市場規則及び静岡県卸売市場審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第23号

静岡県卸売市場規則及び静岡県卸売市場審議会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 静岡県卸売市場規則（昭和46年静岡県規則第58号）
- (2) 静岡県卸売市場審議会規則（昭和47年静岡県規則第6号）

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。